第十三号様式の九の二(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式)(第十条の七関係)

【必要事項記載部分】

1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

②船員手帳の番号

(自衛隊員又は実習生の場合は、選挙人名簿登録証明書の交付年月日を記載するとともに、自衛隊員である場合には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載すること。)

2. 船員の記載事項

①氏名(署名)

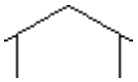
②記載した日時　　年　月　日　時　分

何選挙洋上投票　確認書

(切り取り線)

確認用

(切り取り線)



ファクシミリ送信時の用紙の向き

(※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。)

【注意事項記載欄】

1　この確認書の交付を受けた船員は、1欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

2　船員は、2欄にもれなく記載をした後、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内に、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

3　送信後は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けてください。

4　指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けた後、投票送信用紙を用いた投票を行ってください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会　印

備考

一　確認書は片面印刷の方法により調製しなければならない。

二　確認書の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

三　確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四　不正行為を防止することができる方法で確認書を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五　確認書の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。